

十和田市子ども見守り支援事業 業務委託

プロポーザル募集要領

令和7年5月
十和田市

目 次

1. 目的	2 -
2. 業務の概要	2 -
3. 提案見積上限額	2 -
4. 実施形式	2 -
5. 日程	2 -
6. 参加資格	3 -
7. 失格事項	3 -
8. 質疑・回答	4 -
9. 応募手続き	4 -
10. 審査	5 -
11. 契約	6 -
12. その他	6 -
13. 申込み・問い合わせ窓口	6 -

十和田市子ども見守り支援事業業務委託プロポーザル募集要領

1. 目的

この要領は、十和田市子ども見守り支援事業業務委託に係る契約の相手方となる提案事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

十和田市子ども見守り支援事業業務委託

(2) 業務の内容

「十和田市子ども見守り支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

ただし、契約時における仕様は契約相手方となる提案事業者の提案内容に応じて変更することがある。

(3) 委託契約期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3. 提案見積上限額

1,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 日程

公募及び事務手続きに関するスケジュール等は、次のとおりとする。

手続き	期日等
公募の公告、 募集要領等公表、 質問書受付開始	令和 7 年 5 月 1 日（木）
応募書類受付開始	令和 7 年 5 月 7 日（水）
質問書提出期限	令和 7 年 5 月 12 日（月） 正午まで（必着）
質問書に対する回答提示	令和 7 年 5 月 14 日（水）

応募書類提出期限	令和 7 年 5 月 19 日（月） 17 時まで（必着） ※土曜日、日曜日及び祝日を除く ※応募多数の場合は、書類事前審査によりあらかじめ上位を選抜する場合がある。
参加承認（非承認）通知	令和 7 年 5 月 21 日（水） 15 時 ※電子メール（同日中に文書発出） ※不達の場合は同日 17 時までに提案事業者が市に確認の電話をすること。
選定審査	日時：令和 7 年 5 月 26 日（月） 13 時 30 分～ 場所：十和田市役所本館 2 階会議室 2 （プレゼンテーション会場） 1 提案者あたりの持ち時間：30 分 1 提案者あたりの参加上限人数：3 人 ❶事業提案書の内容について、25 分間のプレゼンテーションを行う。 ❷修了後、質疑応答 5 分間
選定結果の通知	令和 7 年 6 月 3 日（火）までに通知 （電子メール・文書発出）

6. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当するものでないこと。
- (2) 応募書類の提出時から本業務委託契約時までに、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 十和田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 39 号）に違反していないこと。
- (7) 国又は地方公共団体から、直近 3 年の間に、本事業と類似の業務について受託した実績を有すること。
- (8) この要領に規定する内容を遵守できること。

7. 失格事項

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 上記「6. 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 提案上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (3) 応募書類の提出期限を守らない場合
- (4) 提出した書類に虚偽又は不正があった場合
- (5) 書類及びプレゼンテーションによる審査にて、正当な理由なく不参加又は時間に遅れた場合
- (6) その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合

8. 質疑・回答

- (1) 受付開始日及び提出期限：「5. 日程」に記載のとおり
- (2) 質疑方法：質問書（様式1）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。その際、メールの件名は「質問書（社名又は個人名）」とすること。
- (3) 提出先：「13. 申込み・問い合わせ窓口」に記載のとおり
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載（正当な利益を害する恐れがあるものを除く）
- (5) その他：提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受け付けしない。

9. 応募手続き

(1) 応募書類

- ア 参加表明書 兼 提案資料届出書（様式2）
- イ 事業提案書（任意様式、事業内容・スケジュール等記載）
- ウ 誓約書（様式3）
- エ 提案見積書（任意様式）
- オ 業務実績調書（様式4）
- カ その他必要に応じ、市が求める書類

(2) 受付開始日、提出期限及び提出に関する事項

- ア 受付開始日及び提出期限は、「5. 日程」に記載のとおりとする。
- イ 提出方法は、持参又は郵送（簡易書留による）
- ウ 提出先は、「13. 申込み・問い合わせ窓口」に記載のとおりとする。
- エ 提出部数は、紙媒体にて8部（ただし、押印を求めている書類については各1部）とする。
- オ 応募書類の提出に当たっては、この要領及び質問の回答に留意すること。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された事業提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者

の選定以外の目的では使用しない。

- イ 十和田市情報公開条例（平成 17 年十和田市条例第 11 号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
- ウ 提出のあった事業提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 提出後における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則として認めない。ただし、市が提出を求める書類についてはこの限りではない。
- カ 事業提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- キ 事業提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10. 審査

（1）審査方法

参加資格要件を満たす者の中から、提出された事業提案書等、プレゼンテーション及び業務実績等について審査する。その上で、最も評価点の高い者を優先候補者とし、次に評価点が高い者を次点候補者とする。

（2）書類事前審査について

- （ア）応募者多数の場合は、書類事前審査によりあらかじめ上位を選抜する場合がある。
- （イ）書類事前審査の結果については、参加承認（非承認）通知にて行う。

（3）選定審査（プレゼンテーション）の開催

- （ア）開催日時、場所、持ち時間及び参加上限人数等については「5. 日程」に記載のとおりとする。
- （イ）応募が 1 者の場合でも選定審査を実施する。
- （ウ）入室開始時間、プレゼンテーション開始時間等は別途メールで連絡する。
- （エ）採点の合計が同点となる提案事業者が複数あるときは、見積価格が低い方を上位とする。
- （オ）各提案事業者において、得点率が 6 割に満たない場合は優先候補者・次点候補者とししない。

（4）審査項目及び配点

「十和田市子ども見守り支援事業業務委託プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(5) 選定結果

選定結果の通知は、令和7年6月3日（火）までに十和田市ホームページ上で公表するとともに、選定審査を受けたもの全員に対し、電子メール及び文書により通知する。

1 1. 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、優先候補者と本市との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。よって、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではないことに留意すること。

(2) 優先候補者と契約に至らなかった場合

優先候補者と契約に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行う。

1 2. その他

- (1) 参加表明後、辞退をする場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。
- (2) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (3) 本募集に係る書類等の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提案事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる提案事業者選定が中止等になった場合でも、全て提案事業者が負担すること。
- (4) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。

1 3. 申込み・問い合わせ窓口

十和田市健康福祉部こども支援課

〒034-0081 青森県十和田市西十三番町4番37号

電話：0176-51-6716（直通） FAX：0176-23-5114

担当：谷川

電子メール kodomo@city.towada.lg.jp